

令和7年度（2025年度） みどりのむらづくりフォーラムの企画
・実行業務委託
企画提案募集要領

熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

I 募集

1 業務名称

令和7年度（2025年度） みどりのむらづくりフォーラムの企画・実行業務委託

2 業務目的

みどりのむらづくりフォーラム(以下、フォーラム)は、農業・農村が持つ多面的機能を県民総ぐるみで発揮し、持続可能で元気な農山漁村を目指すことを目的に、地域の活性化に取り組んでいる活動組織を対象に、むらづくりに関する講演や事例紹介を行い、さらなるチャレンジ意識の高揚と取組の拡大につなげていくものである。

本業務は、本フォーラム開催に関する企画・実行業務について委託を行い、業務の効率的な推進を図ることを目的とする。

3 業務内容

別添「令和7年度（2025年度） みどりのむらづくりフォーラム企画・実行業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

委託契約締結の日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

5 業務の形態

提案公募による随意契約（企画コンペティション）

6 業務の管理・執行体制

- （1）業務を適正かつ確実に執行できる体制を作ること。
- （2）県との窓口として、常に連絡の取れるスタッフを配置すること（正・副2人）。
- （3）スケジュールの管理を行い、適切に業務を進めること。

7 成果品

成果品（実績報告書）は、A4版のカラーで2部作成し、併せてデータを保存したCD—ROMを1枚作成し、熊本県に提出する。

8 権利

委託業務に関する全ての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。

9 契約保証金

規則第77条の規程により、納付させる。ただし、規則第78条各号のいずれかに該

当する場合は免除することがある。

10 予算額

4, 100千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、この金額は提案に当たっての目安（上限）を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

II 応募

1 応募資格

次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税に未納がないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。
- (7) 自己及び自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

2 応募等スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 公告（県HP） | 令和7年10月 6日（月） |
| (2) 募集説明会の参加申込期限 | 令和7年10月17日（金） |
| (3) 募集説明会 | 令和7年10月20日（月）※原則参加必須 |
| (4) 選定審査会の参加申込期限 | 令和7年10月27日（月） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和7年10月30日（木） |
| (6) 選定審査会（プレゼンテーション） | 令和7年10月31日（金）※参加必須 |
| (7) 結果通知 | 令和7年10月31日（金） |
| (8) 契約内容協議・契約締結 | 令和7年11月上旬（予定） |

- | | |
|-----------------|---------------|
| (9) 事業開始 | 令和7年11月中旬(予定) |
| (10) 委託終了(実績報告) | 令和8年2月27日(金) |

3 募集説明会

- (1) 日時：令和7年(2025年)10月20日(月)14時00分から
- (2) 場所：オンライン会議(Webex)
- (3) 申込：参加希望者は、令和7年(2025年)10月17日(金)までに別添様式1「募集説明会参加申込書」及び別添様式1「募集説明会参加申込書(別記)」を担当者あてに提出する。

4 質問

今回の業務委託について、質問を希望する場合は、令和7年(2025年)10月17日(金)までに、別添様式2「質問書」をむらづくり課担当あて、メール、郵送又は持参により提出すること(電話による質問には回答できません)。

なお、質問の内容と県からの回答については、令和7年(2025年)10月20日(月)募集説明会時に回答し、他の企画応募者にも情報提供する。(社名・担当者名等は明らかにしません。)

5 選定審査会(プレゼンテーション)

- (1) 日時：令和7年(2025年)10月31日(金)14時00分から
- (2) 場所：防災センター308会議室
- (3) 申込：企画提案の応募者は、令和7年(2025年)10月27(月)までに別添様式3「選定審査会参加申込書」を担当者あてに提出する。

6 提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書・添付文書(別添様式4)

イ 表紙(業務名および社名を記載すること)

ウ 企画書 ※下記の項目は必ず記載すること。

(ア) 基調講演者の候補者選定、選定理由

(イ) フォーラムの効率的な推進を図るための運営方法

(ウ) 幅広い参加者を獲得するための工夫

エ スケジュール

オ 経費一覧

カ 体制図

キ プロジェクトリーダー略歴

ク 類似業務実績書

ケ 事業者の取組に関する申出書(別添様式5、該当する添付書類がある場合は、併せて提出すること。)

※ア及びケ以外の様式は自由。ただし、原則A4版(イラスト等を使用する際はカラー印刷をすること。文字のみの場合はモノクロでも可。)で作成。ウ〜クにはページ番号をつけること。

- (2) 提出部数：7部（正1部、副6部）
- (3) 受付期間
令和7年（2025年）10月21日（火）
～令和7年（2025年）10月30日（木）午後5時まで
- (4) 提出先：むらづくり課
- (5) 提出方法：持参又は郵送（受付期間内必着）

Ⅲ 選定

1 選定方法

選定審査会において、応募者から企画提案の内容のプレゼンテーションを行い、選定審査会がこれを評価し、契約候補者の選考等を行う。

なお、選定審査会による選定結果を考慮のうえ、県は契約相手方を決定する。

【審査基準】

項 目	確 認 内 容
Ⅰ 企画内容	フォーラムの目的を達するための適切な講演者となっているか。
	フォーラムを効率的に推進できる手法や運営体制となっているか。
	事業効果を高めるための企画となっているか。
Ⅱ 追加提案	その他、目的を達成するための追加提案があるか。
Ⅲ 実施体制 及び スケジュール	着実に実行できる体制となっているか。
	過去の類似業務の実績はあるか。
	業務内容に対し、見積価格は適当か。
	全般的に合理的で妥当なスケジュールとなっているか。
Ⅳ 事業者の取組	①熊本県ブライト企業の認定を受けているか。
	②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）はあるか。
	③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（業務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または④森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）はあるか。
	④熊本県 SDGs 登録制度に登録しているか。
	⑤パートナーシップ構築宣言に登録しているか。

2 採否の通知

選定審査会終了後、速やかに通知する。

3 契約

審査により最優秀提案と選定された応募者から見積書を徴して、予定価格の範囲内である場合に契約を締結するが、最優秀提案者が辞退した場合等は、選定審査会の選定において次点とされた提案者を相手として、見積書を徴する。

IV その他

1 主催及び事務局（提出先）

【主催者】熊本県

【事務局】熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

【担当者】秋丸

メール akimaru-m@pref.kumamoto.lg.jp

TEL 096-333-2378

2 留意事項

- (1) 応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 応募者による辞退は自由に行うことができる。辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退によって、県から不利な取扱いを受けることはない。
- (5) 企画コンペ参加申請が1者であっても、企画コンペを執行する。
- (6) 採用された企画提案の著作権は、県に帰属することとなるため、了解のうえ応募すること。
- (7) 県と契約候補者は委託業務に係る基本仕様書を協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお、本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。